伊賀市男女共同参画センター情報紙 2015 秋号 第38号





「桜梅桃李」という言葉が好き!

それぞれ可憐に咲き使命を果たしながら人々の心 を和ませてくれる花·花·花。

一人ひとりが今、居る場所で自分らしく生き、自分らしく「きらきら」と輝いていける21世紀でありたい…。

11月12日~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です!

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行 為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成 していく上で克服すべき重要な課題です。

「夫・パートナーからの暴力」というと殴る・蹴るなどの身体的なものを思い浮かべがちですが、大声で怒鳴る・脅すといった精神的な暴力、生活費を渡さない・仕事をさせないなどの経済的な暴力、メールを勝手に見る・交友関係を厳しくチェックするなどの社会的な暴力と、その内容は多岐に渡ります。

もし、このような暴力の被害にあっても、決して自分を責めたり、我慢したりしないでください。ひとりで悩まず、下記の窓口へ相談してください。

相談機関	電話番号	受付時間
伊賀市役所福祉相談調整課 (女性相談)	22-9609	月~金 9:00~16:00 (祝日除<)
三重県女性相談所 (三重県配偶者暴力相談支援センター)	059-231-5600	月·水·金 9:00~17:00 火·木 9:00~20:00
三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」	059-233-1133	火~日9:00~12:00火·金·土·日13:00~15:30木17:00~19:00

編集:発行

伊賀市人権生活環境部人権政策·男女共同参画課 〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内 500番地 TeL(0595)22-9632 FAX(0595)22-9666

(平成 27 年 11 月 15 日発行)

編集

伊賀市男女共同参画センター情報紙「きらきら」 編 集スタッフ 岡 久美子・竹山 佐代子・的場 裕子 宮田 美智子・三山 佳代子 パパのための育児男子講座 「赤ちゃんと一緒に体幹トレーニング」 & ママのためのリフレッシュ講座 「赤ちゃんも使える石けんづくり」







8月29日、「元気まるごと応援フェスタ in ハイトピア伊賀」のなかで、子育て中のパパ・ママのための講座を開催しました。パパには子どもとふれあいながら、体を鍛えられるトレーニング方法を体験する講座を、ママには少しの間子育てから離れてもらい、アロマの香りに癒されての石鹸づくりを体験してもらうリフレッシュのための講座を開催しました。

パパたちが子どもと顔を合わせてエクササイズする場面では、 子どもたちの満面の笑顔がたくさん見られました。またママたち は家族から離れて、なかなか取れない「ひとり」の時間をゆった り過ごしてもらえたのでは、と思います。

悠々講座

「知らないで食べる」から「知って食べる」へ
「野菜&果物の魅力と健康との関わり」

講師 シニア驥メルリエ 中澤 真規さん



上野公民館主催の「悠々講座」で、男女共同参画に 関する講座を開催しました。三重県で初めての「シニ

ア野菜ソムリエ」である中澤さんを講師にお迎えし、ご自身が「シニア野菜ソムリエ」という資格を取るようになったいきさつやその活動について、また野菜や果物の魅力とそのパワーについて、お話いただきました。

パートナーが卸売りの八百屋さんをされていたことから、会社員から八百屋さんを手伝うようになり、野菜のことをもっと知ろうと思ったのがきっかけで勉強を始め、資格を取得するに至ったのだそうです。今では野菜や果物の魅力を伝えるため講師活動を積極的にこなしながら、青果の小売店を始めるなど、活躍の場を広げられています。

後半は専門である野菜や果物の栄養に関するお話や、珍しい野菜などを紹介していただきました。また体の調子ごとに、必要な栄養素とそれを効率よく取れる食べ合わせや調理法を具体的に 説明していただき、とても参考になりました。



女性のためのPC講座

11月16日 受付開始

求職中の女性を対象に、パソコン講座を開催します。

開催日 平成 28 年 **2** 月 **3 ・ 8 ・ 12 ・ 15 ・ 18** 日 **10 : 00~16 : 00**

★5日間の連続講座です。

場 所 ハイトピア伊賀4階 ミーティングルーム

受講対象者 15歳~39歳の女性で、現在就学・就労していない人。

※ 受講にあたり、事前面接が必要です。

※ いが若者サポートステーションへの登録が必要です。

定員 6名(面談の上、決定します。)

内 容 Word Excel Powerpoint Excel 活用 等

お申し込み・お問い合わせ

いが若者サポートステーション TEL 22-0039

託児あり

2歳~未就学児

事前申込みが必要です。

講座の内容等、詳 しくはこちらのお 問い合わせ先へお たずねください。

TOPICS part 16

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

今年8月、女性の職業生活における活躍推進 に関する法律(女性活躍推進法)が成立しまし た。

○成立の背景

全国の 15 歳から 64 歳までの女性で、働くことを希望しているにも関わらず、育児や介護等が理由で仕事に就けない人が約 300 万人にも上ること、また子育て期の女性では第一子出産を機に約6割の女性が離職していること、さらに女性が管理的職業に就いている割合が全体の 11.3%と他国に比べ低いことなどから、働く場面での女性の力が十分に発揮されていない状況にあると言わざるを得ない状況にありました。

○女性活躍推進法のめざすもの

この法律は、就業を希望しながら仕事に就けない女性や責任ある立場で働きたいが家庭生活との両立が難しいために昇進をあきらめている女性などが、それぞれの希望する働き方でその

個性と能力を十分発揮できる社会の実現を目指しています。これまでも事業所ごとに自主的な取り組みがなされていましたが、その実効性を高めるため、事業主に対して次のような内容を義務づけるなどの規定が設けられました。

○女性活躍支援に関する情報を公表

従業員数が300人を超える事業主は、採用者に占める女性の割合、労働時間の状況、男女の継続勤務年数の差異、管理的地位に占める女性の割合などを含め、女性の活躍に関する状況を把握し、改善事項を分析の上、女性活躍推進の行動計画を策定しなければなりません。そして、女性の活躍支援に関する情報を定期的に公表することが義務付けられました。

女性が活躍できる場を充実させることで、男 女が共に仕事と生活を両立することができ、全 ての人にとって暮らしやすい社会が実現すると 期待されています。 (男女共同参画係)











